

ともすみ21

第8巻 第3号

発行日 2017年3月15日

NPOで働く女性＝「N女」のシンポ開催

特定非営利活動促進法（NPO法）の成立から、20年になろうとしている。「ボランティアの集団」のようにみなされてきたNPO法人も、内閣府の2014年の調査によれば、1法人あたりの常勤の有給職員数の平均も7人という数字に示されるように、徐々に生活の糧を得る場になりつつある。とはいえ、有給職員の年間の人件費は220万円にすぎない。

こうしたNPOで働く人々の多くは、女性だといわれている。では、なぜ、彼女たちはNPOで働くのか。「収入より、やりがい」を求めているという認識から、「N女（エヌ女）」という言葉も生まれ、東京を中心にネットワークも作られている。昨年末には、「N女の研究」（中村安希著・フィルムアート社）という本も出版された。

N女が直面している限られた収入という現実と、社会を変えていくやりがい。この両者をNPOとNPOで働く女性はどのようにバランスを取りながら、組織のミッションの達成を目指しているのか。こうした疑問に向き合いつつ、関西のNPOで働く女性たちのネットワークを生み出し、共通の課題を探り、解決策を模索するワンステップにつながればという考えから、大阪市立大学大学院創造都市研究科の重点研究の一環として、2月4日に大阪市立大学

梅田サテライトで、シンポジウムが開催された。

シンポジウムは、都市共生社会研究分野の柏木宏教授が日米のNPOと女性に関する全体的な状況を報告したうえで、司会を担当して進められた。ゲストには、3人のN女が招かれた。一人目は、NPOサポートセンターの杉原志保さんで、「N女の研究」でも紹介されているNPOの中堅スタッフで、東京のN女のネットワークづくりの中心人物だ。もうひとり、姫路コンベンションサポートの創設者の石井恵美さんで、創造都市研究科都市公共政策の院生でもある。最後は、関西NGO協議会の西原礼子さんで、昨年、同協議会で働き始めたばかりのN女のルーキー的な存在だ。

なぜ、高学歴で事務無能力も高い女性たちがNPOで働いているのか。3人のN女は、それぞれの立場から、その理由とともに、NPOにおける就労の課題などについても語った。土曜日の午前中という日程にもかかわらず、会場となった教室は椅子が不足するほどの盛況ぶりだった。

また、参加者の構成も、ほぼ男女同数と、女性だけでなく、男性にも関心をもたれるテーマであることが推察された。

（柏木宏）



シンポのゲスト。左から石井、杉原、西原の各氏

大阪市立大学大学院創造都市研究科は、2003年4月に大阪の梅田で開設された社会人向けの大学院です。都市共生社会研究分野には、「NPOをツールに共生社会の実現を目指す実践家」が集っています。よりよい人間社会づくりのために日々実践的な活動を行っている市民、NPO、企業、行政の方々とのネットワークを形成して、社会に貢献するとともに、実践的な活動の効果や影響、手法などについて教育研究を展開することを目指しています。

目次:

ソウル市の包摂的居住福祉に関する調査報告	2
Master of the Yearを受けて	2
2016年度修了論文のご紹介	3
近刊・共生社会研究第12号	4
編集後記	4

ソウル市の包摂的居住福祉に関する調査報告

2017年2月12日より16日まで、「東アジア包摂都市型居住福祉実践に関する研究」(科研B:全泓奎代表)の調査チームの一員として、市民セクターがイニシアティブをとりながら行政、営利組織と連携するという構図の、「居住」を中心的なテーマとした活動と政策について学んできました。12日は、これまですでに3回訪問している、ソウル駅周辺でホームレス支援を多角的に展開している(タシソギ支援センター)に行ってきました。ソウルの現市長が福祉政策に積極的な革新派のリーダーであるらしく、同センターの活動も市民の理解を得ながら着実に進化している様子がみえました。タシソギが駅周辺のシェルターの機能をもっているのに対して、14日にはそこからリファーされて治療・福祉的な機能をもつ、ホームレス生活に伴うメンタルヘルス、特にアルコール摂取という生活習慣の改善に向けたリカバリーセンターを訪問しました。もうひとつ、女性のホームレス、DV被害者のシェルターにも行きましたがシェルターを通過して自立に向ける第一歩として、いずれにおいても住居を提供しつつ生活を支援するという試みが重視されていました。居住支援を受けている

人たちの声も聞くことができましたが、まず自分を守る空間をもつことによって「なにものかを守る」という心的な体験が醸成されていくこと、その重要性に思い至りました。

写真左は、朝鮮戦争によって親を失った子どもたちの養護施設から発して、老人介護施設と地域の子どもたち、特に生活条件不利の子どもたちにむけた放課後デイケアを運営している施設を13日に訪問したときのものです。ソウル大学の博士課程に在籍していて通訳として活躍してくれる湯山さんとソウルの居住に関する研究機関に所属しているイムさんを激写しました。

写真右は、ソウル市役所の住宅政策局を訪問して、ソウル市の住宅事情とその課題解決に向けた取り組みについて聞いた時のものです。全先生、都市研究プラザ所長の阿部先生と、共生社会研究分野を修了して研究活動を継続している鄭さんの姿もみえます。

そのほかソウル市の社会的企業を促進する部署、社会的経済(Social Economy)の民間研究機関で、ソウル市の若者支援政策やベーシックインカムについて、そのメリットと問題点などについてどのように議論されているかなど豊富な内容でした。最終日に訪問した城東区の

区長は、ソウル大学のアジアセンターと同様に8月に大阪で行われる今回調査と連動した国際シンポジウムに出席するそうです。お楽しみに。

(弘田洋二)



“Master of the Year” を受けて 稲葉秀子さん



私は、特定非営利活動法人デフサポートおおさかで聴覚障害児童と生徒の学習支援にとりくんでいますので、その中で課題と思っていたことを論文のテーマにしました。現在、聴覚支援学校で教員をされている4名の聴覚障害教員への半構造化インタビューを実施しました。調査から、対象者4名それぞれが同じ聴覚障害者との出会いを通じて自分自身の障害を受容し、アイデンティティーを確立していったことが明らかになりました。このことから、聴覚障害の児童と生徒たちにとって、同じ障害を持つ教員の存在が必要であることを (Page 3下へ)

2016年度修了論文のご紹介

今年度は11人の方の論文が修士課程の修了判定に合格されました。今年の修了論文研究は、早くから調査の準備にとりかかる方が多かったように思います。（逆に、調査設計が遅れた方は提出することができなかった、とも言えますが…）一年前には、「このテーマでどうやって書くんだろうか？」とひそかに案じていたものが、指導教員との何度にもわたる議論をふまえ、演習でのアドバイスを受けながら、少しずつ形になっていくのに伴走するという教員というお仕事。毎年のこととはいえ、本当に学ぶと

ころが多く、興味深く思います。

主張したいことを説得的に語るために何が必要なのか、そこを学んでもらうことは、修了論文を完成させるためだけに有効なのではなく、今後のそれぞれのフィールドでのご活躍にとっても絶大な力となることと思います。仕事と研究と、両立させなくてはならず、時間が足りなく焦ったりすることもあったでしょうが、学友同士の励ましあいや、教員からの叱咤激励（？）もきっといい思い出になるはず。本当にお疲れさまでした。（古久保さくら）

稲葉 秀子	聴覚障害児童と生徒への学習支援の課題 －聴覚障害教員への聞き取りを通して－
植村 久世	地域福祉における支えあいの可能性 －「地域の茶の間」の事例研究－
衣川 舞	低所得高齢者の生活と住まいからみた地域居住の課題 －西成区あいりん地域を事例として－
孫 楚	中国地方都市における高齢者向けコミュニティサービスの現状と課題 －太原市の「社区」の調査に基づいて－
董 冠男	トゥチャ族・ミャオ族の貧困村における扶助の政策に関する考察 －湖北省恩施トゥチャ族・ミャオ族自治州の龍鳳村を対象として－
中井 秀昭	高次脳機能障害者が他者との関わりの中で再構築する日常生活に関する研究 －中年期の本人と家族や医療従事者との関わりを中心に－
長尾 圭	「美術家」における創作活動と副業との関係に関する研究
松村 鮎子	「新たな学習者」を受け入れた識字学級の変容過程に関する考察 －3つの識字学級の事例分析から－
山本 展明	養育者が持つ既成概念の転換に森のようちえんが及ぼす影響 －森のようちえんに子どもを通わせている養育者の語りから－
柳 楷	新来中国系移民1.5世代の生活戦略に関する研究 －人的ネットワークの多様性に注目して－
李 博 翰	中国・南京市における認知症ケアの展望 －精神病患者への治療から、その人らしい生活のためのケアへ－

(Page 2下より)

あらためて認識しました。また、対象者の中には普通高校でともに学べる環境が保障されていた方がおられたのですが、高校での人権教育がしっかり行われていたことが大きな理由であることから、普通学校における人権教育の重要性が再確認できました。これは聴覚障害に限ったことではないと思います。

調査を始めた時に、聴覚障害児童や生徒の保護者や教員の方から「できあがったら読ませてください」と言われた言葉を受けとめ、執筆にとりくみました。この度選出いただきましたことを励みにしまして、ともに学んだ方々とのつながりを大事にしながら、これからも聴覚障害児童と生徒に対するより良い支援のために実践に基づいた研究活動を続けていく所存です。この論文を仕上げられましたのは、共生分野の先生方の熱意のあるご指導があったからと感じております。本当にありがとうございました。（稲葉秀子）



〒530-0001
 大阪市北区梅田1-2-2-600
 大阪駅前第2ビル6階
 大阪市立大学大学院
 創造都市研究科
 都市共生社会研究分野
 E-mail: info@co-existing.com
 Tel: 080-6107-9099
 Fax: 06-4799-3750

分
野
の
ミ
ッ
シ
ヨ
ン

共生社会実現のための
エンパワメント

Empowerment
Toward
Co-existing Society

ホームページもご覧ください。
<http://www.co-existing.com>



編集後記

2016年には3つの「差別解消法」が施行、あるいは成立・施行された。「障害者差別解消法」(4月に施行)、「ヘイトスピーチ解消法」(6月に公布・施行)、「部落差別解消推進法」(12月に公布・施行)である。また、大阪市では、1月に「ヘイトスピーチの対処に関する条例」が成立し7月に施行された。共生社会に向けた立法を歓迎する一方で、その背景には、こうした法が必要とされた社会状況があることも忘れはなるまい。特に今年成立した2法の背景には、差別扇動・誘発行為の社会問題化がある。路上の街宣行為に加えて深刻なのは、オンライン上での差別扇動や差別を誘発する情報等の拡散であるが、ネットの普及は古典的人権の理論にも影響を与えつつあるといわれる。ネットの浸透によって「表現の自由」は、「国が保障する人権」というより、「サービスプロバイダー」から購入した「商契約上の権利」だという感覚が浸透した。ネットを介して自分の意見を発信する権利とは、カネを払って「購入した商品」なのだから、どう使おうが買い手の勝手、という感覚が、広がっているのだろうか。ネットに向き合うことは人権運動にとっての重要な課題である。(M.A)

近刊『共生社会研究』第12号

『共生社会研究』第12号では、「人権関連法制化と現実社会の乖離」と題した特集を組みました。ここ数年、人権に関連する法律の整備が進みました。ヘイトスピーチ、女性活躍推進、労働関連法、部落問題関連法、障がい者関連法などです。しかし、その法律の実態はどうなのでしょう。今回の特集では、それら法律と現実社会における実態との乖離について、本学の教員と修士生を中心に執筆していただきました。その他、論考が1本、研究ノートが3本、活動報告が2本と充実した内容となっております。ぜひ手にとってご覧ください。近日発行予定です。

【目次】

特集

差別排外主義との闘いとヘイトスピーチ解消法

(金光敏・丹羽雅雄・梁優子)

「同一労働同一賃金」について (中島光孝)

「部落差別の解消の推進に関する法律」施行と今後の課題 (齋藤直子)

「女性活躍推進法」で女性は活躍できるのか (古久保さくら)

論考

「復帰」幻想から自立、自己決定権追求への道程—沖縄地元2紙の5・1

「社説」を通して (西浜檜和)

研究ノート

中国(広東省広州)に暮らす障がい者の社会的障壁について—ICF を使って視力障がい者へのインタビューを考察する— (川原千鶴子)

大阪市における「NPO法人と大学の協働に関する調査」報告 (古山陽一・柏木宏・藪田雪子)

日本におけるベーシックインカム議論の現状と課題 (山中鹿次)

活動報告

子ども食堂をはじめました—庶民の活動が広がっている (阪野修)

「高齢者の人権宣言」運動の提言—介護保崩壊による<介護難民>大量出現の危機の前に— (水野博達)

2017年度前期(4月開講)のワークショップは、外部講師を招へいする全ての回を原則公開します。
 日程・内容はホームページをご覧ください(<http://co-existing.com/>)

